

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

企業と地域との協同による新たな子育て支援計画

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

石川県

### 3 地域再生計画の区域

石川県の全域

### 4 地域再生計画の目標

石川県は、日本海側で唯一、戦後一貫して人口が増加してきた県である。しかしながら、今年の国勢調査では、石川県も人口減少に転ずることが予想されている。

石川県は、働く女性が多く、早くから保育サービスの充実に取り組み、延長保育や休日保育、乳児保育など多様なニーズに対応して、県独自の助成制度を国に先駆けて創設してきた。また、保育所の普及率も全国第一位であり、「子ども施策先進県」と評価されている。

それでも、石川県の出生率は、全国平均よりは高いとはいえ低下傾向が続いている。人口が減少するという転機を迎えるなか、これまでの施策を再検証し、「子ども施策先進県」の名に恥じない、もう一段上の対策があると考え、本年3月に「いしかわエンゼルプラン2005(次世代育成支援対策推進法第9条に基づく石川県の都道府県行動計画)」を策定した。

今回のプランで、最重要視したことは、従来若い夫婦の問題とされがちであった子育ての問題を、地域社会全体の問題として捉え直し、それぞれの立場でできることに積極的に取り組む、そのために県として何をすべきか、ということであり、中でも最も腐心した課題が民間企業にいかにして積極的に子育て支援に参画してもらうか、ということである。

今、企業の環境ISO取得が広く普及している。しかし、10年ほど前までは、これを取ろうとする企業は極めて希であった。これだけ普及したのは、環境問題に取り組む企業が社会的に高く評価されるようになったからであると考えられる。子育て支援も同様に、これに取り組むことが企業の社会的評価を高める仕組みを作っていかなければならない。

今回の地域再生計画は、企業同士が、育児・介護休業法の制度を上回る期間の休業制度や子どもを育てる労働者のための短時間勤務制度の導入等の子育てを行う労働者の仕事と子

育ての両立を支援するための雇用環境の整備や、多子世帯への経済的支援の実施などの子育て支援への取組みを競い合うことで、子育て家庭にメリットをもたらし、そして企業にとっても、子育て支援に積極的であることが社会的に評価されるなどのメリットを得られるような社会環境を実現し、企業による子育て支援への取組みを促進するために策定するものである。

また、本年3月に策定した、石川県の産業振興の方向性を示す「石川県産業革新戦略」においても、「CSR(企業の社会的責任)への積極的対応」を重要施策の1つとしており、この地域再生計画は、石川県の産業施策にも合致するものである。

#### (目標設定)

石川県では、子育てを行う労働者の仕事と子育ての両立を支援するための雇用環境の整備及び多子世帯への経済的支援の促進のために下記の事業を実施している。

##### 「ワークライフバランス企業の登録制度」(詳細後述)

次世代育成支援対策推進法第12条に規定する一般事業主行動計画の積極的な策定を促進するため、登録企業の業務内容等を県ホームページでPRする。

##### 「ワークライフバランス企業の登録制度」について目標を

登録企業数：600社

石川県内の事業所(10人以上)、約5,000社のうち、一般事業主行動計画を策定する企業を、約25%(約1,200社)と設定し、そのうち50%の企業のワークライフバランス企業の登録を目標とする。

また、次世代育成支援対策推進法第13条の規定する認定制度について、上記ワークライフバランス企業登録企業のうち20%の認定を目標とする。

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

「いしかわエンゼルプラン2005」においては、基本的な考え方を、

- ・これまで若い夫婦の問題とされがちであった子育てを社会全体の問題として捉え直し、
- ・行政だけでなく、社会福祉法人、NPO法人等の支援グループ、母親クラブ、育児サークルなどの自助グループなどを巻き込むとともに、次世代育成支援対策推進法においても重要な柱に位置づけられた企業の取組みを促進し、社会全体で

子育てを支援する。

とし、企業が主体となる取組みについて、

「地域における子育て支援の充実」

・経済的支援の充実 等

「職業生活と家庭生活の両立の推進」

〔  
・仕事と子育ての両立の支援  
・企業における取組の促進

を施策の柱に位置づけ、これに基づき、ワークライフバランス企業登録・表彰制度、プレミアム・パスポート事業等を実施することにより、この計画の目標を達成する。

#### 5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

該当無し

#### 5 - 3 その他の事業

日本政策投資銀行の低利融資等(C0701)

##### (1) 当該支援措置を受けようとする者

石川県によるワークライフバランス企業に登録済で、次世代育成支援対策推進法第13条に規定する厚生労働大臣の認定を受け得る内容の一般事業主行動計画を策定し認定が見込まれ、かつ石川県によるプレミアム・パスポート事業に参加する企業

##### (2) 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

少子化の進展に対応し、次世代育成支援に積極的に取組み、仕事と子育てを両立しやすい職場環境の実現を目指し、かつ多子世帯支援に積極的な企業による、雇用の安定化に資する事業に対して、日本政策投資銀行から金融面での判断を得て同行の融資の利用が可能となった場合に、同行の融資を受けて本地域再生計画に基づく事業の展開を進めることとする。

##### (合致する日本政策投資銀行の投融資指針に定める事業)

「地域経済振興」のうち

地域再生基本指針に基づく事業

## 地域産業集積・雇用開発促進事業

「技術・経済活力創造」のうち

新技術開発等

先端技術・経済活性化 等

(支援措置が再生の目標に不可欠な理由)

本地域再生計画は、民間企業による積極的な一般事業主行動計画の策定及び多子世帯支援を促すためのものである。当該事業は、企業が一般事業主行動計画の期間終了後に、厚生労働大臣の認定を受け得るような積極的な計画の策定を推進するため及び多子世帯支援の実施の強力な動機付けとして必要不可欠なものである。

(融資を受けようとする事業等の概要及び日本政策投資銀行の融資要件との関係)

ワークライフバランス企業に登録し、かつ一般事業主行動計画の期間終了後に厚生労働大臣の認定を受け得るような、積極的な計画の策定ならびに行動計画を推進し、また多子世帯支援を実施する企業を支援するため、本制度を活用していきたい。

### 5 - 3 - 2 石川県が展開する事業

民間企業等による子育て支援への取り組みを促進するため、これに取り組むことが企業の社会的評価を高める仕組み作りを目的に、石川県では、下記の事業に取り組んでいる。

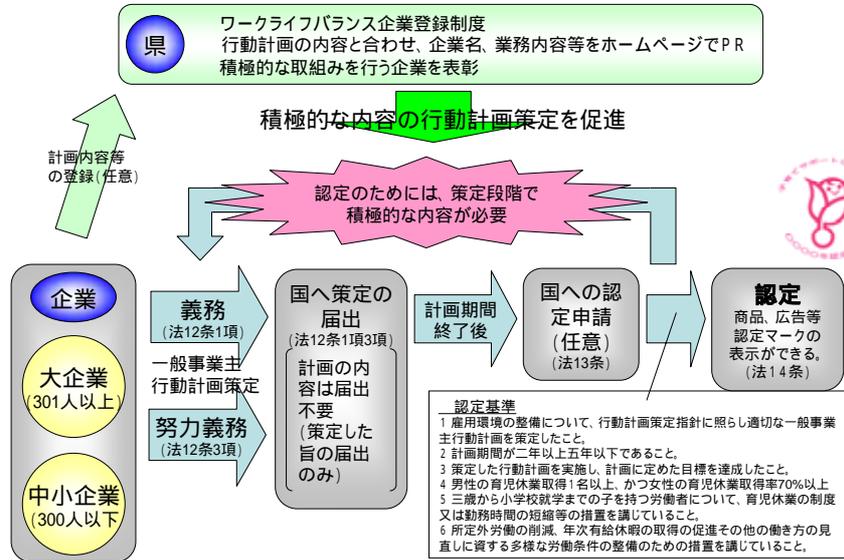
(1) ワークライフバランス企業の登録制度

民間企業等が積極的に子育て支援に取り組むような環境づくりのため、次世代育成支援対策推進法第12条に規定する一般事業主行動計画の積極的な策定を促進し、登録企業の業務内容等を県ホームページ等でPRする。

- ・次世代育成支援対策推進法第12条に基づく一般事業主行動計画の策定及び届出(常時雇用301人以上：義務、常時雇用300人以下：努力義務)
- ・県に対し、企業情報登録用紙を提出(任意)
- ・県がワークライフバランス企業として登録し、企業名、業務概要、行動計画の内容その他の企業情報をホームページでPR

また、ワークライフバランス企業の登録を受けた企業で、子育て支援等に特に積極的に取り組んでいる企業を顕彰(知事表彰)することとしている。

積極的な内容の一般事業主行動計画策定促進



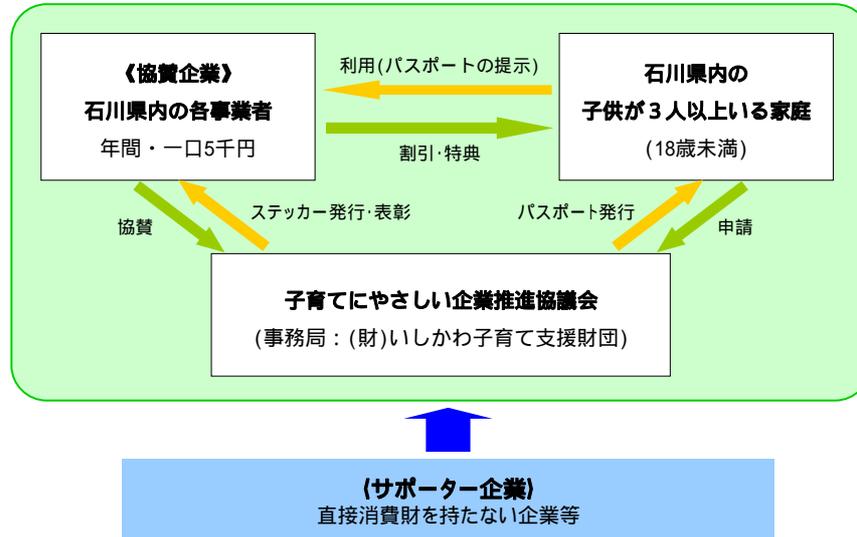
(2) プレミアム・パスポート事業

多子世帯への経済的支援のため、県内企業の協力により、利用料金などの割引や特典を提供する

(事業スキーム)

- ・事業に協賛する企業が、店舗単位で協賛金を、子育てにやさしい企業推進協議会(以下：協議会)へ納付
- ・協議会は、協賛企業に対し、ステッカーを発行(店頭表示)
- ・協賛企業は、独自の割引、特典制度を設定(例：全商品5%引き等)
- ・協議会は、多子世帯に対し、「プレミアム・パスポート」を発行  
多子世帯：18歳未満の子が3人以上の世帯
- ・協賛企業は、プレミアム・パスポートを提示した利用者に対し、それぞれ設定した割引、特典制度を実行
- ・消費者に直接特典を提供できない企業(製造業等)は、サポーター企業として事業の支援に参加

### <プレミアム・パスポート事業の概要>



#### 6 計画期間

認定の日から平成22年3月末

#### 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

- ・次世代育成支援対策推進法で一般事業主行動計画の策定が努力義務とされている中小企業の一般事業主行動計画策定率
  - ・一般事業主行動計画策定企業のうち、次世代育成支援対策推進法第13条に規定する厚生労働省の認定を受けた企業数の割合
- 等について、全国平均との比較等定量的な評価を行う。

#### 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし